

平成23年川俣町議会第4回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第4回臨時会は、5月31日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

報告第4号 川俣町山木屋地区避難計画について

- 議案第 33 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 2 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 34 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 3 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案第 35 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 4 号 川俣町税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 36 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 5 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 2 号))
- 議案第 37 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 6 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案第 38 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 7 号 平成 22 年度川俣町老人保健特別会計補正予算
(第 1 号))
- 議案第 39 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))
- 議案第 40 号 川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 42 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成23年第4回川俣町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 新関善三君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。
○町長（古川道郎君） 本日、ここに、平成23年第4回川俣町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、本日は、早朝より全員協議会を開催していただきまして、種々議論を賜りまして御礼申し上げます。

はじめに、東日本大震災への対応につきまして申し上げます。3月11日、午後2時46分、宮城県牡鹿半島沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県から茨城県沖までの南北約500キロメートル、東西約200キロメートルの広範囲に及びました。この地震によって大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害がもたらされ、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下などによって、北海道から関東に至るまでの広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断されました。本町におきましても震度6弱の地震により、人的被害はなかったものの、役場庁舎をはじめ町体育館などの文教施設、土木施設、農地・農業用施設、住宅、宅地など多くの被害が発生いたしました。また、この地震と津波により東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質が放出されたことにより、住民生活や地域経済はもとより、社会全体が極めて深刻な影響を受けております。地震発生後の翌12日には、原子力発電所の事故に伴う国からの避難指示の発令に基づく原発周辺自治体などからの要請により、人道的な見地から最大で6,000余名の避難者の受け入れを震災後の停電や電話の不通、燃料

や物資不足等の厳しい条件の中で、災害対策本部員をはじめ議会議員の皆様、関係機関、団体、町民ボランティアなど多くの方々の協力の下、避難者の対応を行ってまいりました。現在も浪江町を中心に70名の方々が「おじまふるさと交流館」にて避難生活を送られております。このような中、4月22日には、政府の調査により年間積算放射線量が20ミリシーベルトを超す地域においては、健康被害の可能性が高いことから、政府の指示により川俣町山木屋地区が国から計画的避難区域として設定され、おおむね1か月程度の間に区域外への避難を行うこととされました。避難ということは健康被害から我が身を守ることとは言え、家を離れ、全く別の地区で生活することで大変なことであります。そして、この避難は原因が原子力発電所の事故によるものであり、避難期間も明示されない、不安、健康面でも生活面でも大きなリスクを抱えた住民の皆さんの思いは、複雑、深刻であります。そのため町では、山木屋地区の皆さんの命と健康、生活を守るため、避難にあたって、住民説明会や自治会長、行政区長会議、行政区ごとの説明会を開催し、計画的避難に対する理解を得ながら、避難先の意向調査を踏まえ、5月末日までの避難に向け、町内外の公共施設や旅館、介護施設など避難先の確保に努めてまいりました。5月29日現在の避難状況は、1,252名中903名で、率にして72.1%の方々が避難をいたしております。家畜の移動、出荷状況や住民避難の状況確認を行いながら、早期避難の完了に努めているところであります。原発事故から3か月が過ぎようとしておりますが、1～3号機でメルトダウンが起き、原子炉圧力容器の破損が明らかになったこともあり、原子炉冷却方法の見直しなど、継続的に大量の水を循環させて冷却するシステムの構築などが求められております。これらの状況は連日のように激変しておりますが、一刻も早い事故の収束と、これまで示されている事故の収束に向けた工程表の着実な進行管理と補償、賠償問題への早期対応、具体的数字の明示、早期支払いを東京電力や国、県に強く求めています。

次に、本町における宅地関連や農地・農業用施設関係の被災に対しましては、復旧にあたり補助金の交付が必要と思われる箇所を宅地関連で98か所、農地等関係で25か所と見込んだところでございます。町といたしましては、これらの東日本大震災による災害対策として、現場の状況把握と応急措置を行うとともに、役場庁舎をはじめ町体育館などの文教施設、土木施設、農地・農業用施設などの復旧のための対応について協議を進めているところでございます。

さて、本臨時会に提出いたします案件は、報告が1件、議案は、専決処分の報告及びその承認について7件、条例改正が1件、平成23年度補正予算が2件でございます。

議案第33号から第35号までは、専決処分の報告及びその承認についてでございますが、この3件は関係法令等の改正に伴い、それぞれ所要の改正を専決処分により行いましたので、地方自治法の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第33号、専決第2号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成２３年３月３０日に改正されたことに伴い、医療給付費分賦課限度額の引上げなど所要の改正を行ったものとございます。

議案第３４号、専決第３号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例は、地方税の課税免除及び不均一課税を適用している「過疎地域自立促進計画特別措置法」の省令改正により、適用期限の延長が行われたため、所要の改正を行ったものとございます。

議案第３５号、専決第４号 川俣町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成２３年４月２７日に公布されたことに伴い、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額の雑損控除適用など所要の改正を行ったものとございます。

議案第３６号から第３９号までの４件につきましては、平成２２年度の事業費等の確定により、歳入額及び歳出額の事業費等に変更が生じ、平成２３年３月３１日をもって専決処分を行いましたので、地方自治法の規定によりその報告を行い、承認を求めるものとございます。

議案第３６号、専決第５号 平成２２年度川俣町一般会計補正予算（第８号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ９７８万円を増額し、補正後の予算額を６３億８,３８９万７,０００円としたものとございます。歳入の主な補正では、地方譲与税１,０９３万２,０００円、地方消費税交付金１,９３１万８,０００円、特別交付税６,６６６万７,０００円、県支出金で震災による災害救助費繰替支弁金２,２６４万円、寄付金２,２７９万３,０００円の増額などでございます。

歳出の主な補正では、物件費でデマンド型乗合タクシー運行委託料２２８万円、妊婦健診委託料４１９万２,０００円など物件費全体で４,６７９万６,０００円の減額、扶助費で老人施設措置費４０６万２,０００円、補助費等で中山間地域等直接支払交付金７６３万６,０００円、普通建設事業費で浄化槽設置整備事業補助金１２１万６,０００円などの減額、繰出金で国民健康保険特別会計繰出金２５４万２,０００円などの減額であり、歳入歳出の増減分９,９９６万４,０００円を財政調整基金へ繰り戻すとともに、財政調整基金積立金として１億１,８７３万４,０００円を措置したものとございます。

議案第３７号、専決第６号 平成２２年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、事業勘定において、既定の予算額から歳入歳出それぞれ１億１,５９９万３,０００円を減額し、補正後の予算額を１７億７８万４,０００円としたものとございます。歳入の主な補正では、国庫支出金で財政調整交付金１,１３５万１,０００円の増額、療養給付費交付金４,３３２万８,０００円、前期高齢者交付金１,９５９万円、共同事業交付金４,８４２万円などの減額でございます。

歳出の主な補正では、保険給付費の確定により、一般被保険者療養給付費７,０００万円、一般被保険者高額療養費１,９４４万２,０００円、共同事業拠出金で２,２５６万２,０００円の減額等を行ったものとございます。

議案第３８号、専決第７号 平成２２年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第

1号)」は、平成21年度老人医療給付費負担金等の返還金に不足が生じ、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、補正後の予算額を553万1,000円としたものでございます。歳入では、繰越金4,000円の増額、歳出では、諸支出金で平成21年度分医療給付費確定による返還金4,000円の増額措置を行ったものでございます。

議案第39号、専決第8号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ220万5,000円を減額し、補正後の予算額を1億5,934万4,000円としたものでございます。歳入の主な補正では、保険料の確定により10万円の増額、保健事業費の確定による一般会計繰入金113万7,000円、健診事業の確定による諸収入85万2,000円の減額など、歳出の主な補正では、保健事業費の確定による177万5,000円の減額等を行ったものでございます。

以上、7件につきましては、専決処分の報告及びその承認についての説明でございます。

議案第40号、川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例は、東日本大震災に伴う被災者の方々の町営住宅への入居にあたりまして、行政財産の目的外使用許可の規定により行うこととなっておりますが、入居者の使用料の免除につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第41号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億7,165万円を追加し、予算の総額を61億8,065万円としようとするものでございます。本補正予算は、東日本大震災による災害救助、災害復旧事業に関するものや緊急を要するものの補正を計上したもので、歳入の主な補正は、国庫支出金で公立学校施設災害復旧費国庫負担金3,764万1,000円、社会教育施設災害復旧費国庫負担金7,814万2,000円、県支出金で、緊急雇用創出基金事業費補助金2億557万1,000円の増額。町債で、公立学校施設災害復旧事業債、社会教育施設災害復旧事業債合わせて5,780万円の増額などでございます。歳出の主な補正は、物件費で緊急雇用創出基金事業として、地域安全パトロール事業費など4事業に2億557万2,000円、扶助費で、家屋の全壊等に対する被災者見舞金488万円、災害復旧事業費で、宅地関連災害復旧事業補助金1,960万円、農地・農業用施設、林業施設、土木施設、公立学校施設、社会教育施設の災害復旧事業費を計上し、総額3億729万3,000円の増額でございます。繰出金では、飯坂工業団地、中山工業団地の災害復旧事業費として、工業団地造成事業特別会計へ1,342万円の増額。また、予備費において、庁舎移転経費、災害救助費などに充当しほぼ執行済となったため2,000万円の増額、本補正予算の歳入歳出の不足額1億8,547万円を財政調整基金から繰り入れる措置としているものでございます。

議案第42号、平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ1,342万円を追加し、予算の総額

を1億6,789万6,000円としようとするものでございます。歳入では、一般会計繰入金1,342万円の増額、歳出では、震災による災害復旧工事として、中山工業団地法面崩落復旧工事費42万円、飯坂工業団地防災調整池堰堤補修工事費1,300万円を措置しているところでございます。

以上で提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，報告第4号「川俣町山木屋地区避難計画について」、報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第33号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第33号、専決処分の報告及びその承認について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第2号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成23年5月31日

川俣町長 古川道郎

専決第2号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川俣町国民健康保険税条例（昭和34年川俣町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成22年3月31日

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成23年政令第44号であります。平成23年3月30日に公布されたことを受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、3月31日付けをもって同条例を改正し、4月1日から施行したものでございます。

その内容について申し上げます。国民健康保険税につきましては、賦課額に限度額が設けられております。そのうち医療給付費分の賦課額の限度額が1万円引き上げの51万円、後期高齢者支援金等賦課額の限度額が1万円引き上げの14万円、介護納付金分賦課額の限度額が2万円引き上げの12万円としたもので、これら3つの限度額の合計では4万円引き上げの77万円としたものでございます。なお、医療給付費分における課税限度額が適用される世帯数、被保険者数を申し上げますと、改正前が19世帯62人、改正後が同じく19世帯62人でありまして、世帯数、被保険者数ともに増減はございません。

以上、議案第33号、専決処分の報告及びその承認について、専決第2号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げました。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、議案第34号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第34号、専決処分の報告及びその承認について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第 3 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

平成 23 年 5 月 31 日

川俣町長 古川道郎

専決第 3 号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

川俣町税特別措置条例（昭和 49 年川俣町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条の 2 中「平成 23 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 3 月 31 日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町税特別措置条例の一部改正の専決処分を報告し、その承認を求めるものです。これは、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん制度を適用している山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令、平成 23 年総務省令第 25 号が、平成 23 年 3 月 31 日に公布されたことを受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、同日付をもって本条例を改正し、4 月 1 日から施行したものでございます。

その内容について申し上げます。

第 3 条は、過疎地域における課税免除措置。第 4 条の 2 の規定は、企業立地促進法の集積区域における課税免除の規定です。その適用期限、平成 23 年 3 月 31 日を平成 25 年 3 月 31 日まで延期したものであります。

以上、議案第 34 号、専決処分の報告及びその承認について、専決第 3 号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第35号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第35号、専決処分の報告及びその承認について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第4号 川俣町税条例の一部を改正する条例

平成23年5月31日提出

川俣町長 古川道郎

専決第4号、川俣町税条例の一部を改正する条例

改正分の読み上げは、省略いたします。

平成23年4月27日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは、地方税法等の一部を改正する法律、平成23年4月27日、法律第30号の交付を受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により同日付をもって同条例を改正し、原則として同日施行したものでございます。この改正は、東日本大震災により被害を受けた納税者の負担軽減を図るためのものであり、主な内容は、以下のとおりです。

第22条、これは、個人の町民税における雑損控除の特例であります。住宅や家財等における損失の雑損控除について、平成23年度分住民税での適用を可能とし、繰越可能期間を5年間としたものでございます。

第23条、住宅ローン減税の適用の特例であります。住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても、平成25年度分の住民税以降の残存期間の継続適用を可能としたものです。

第24条、これは、固定資産税のうち、被災代替住宅用地の特例及び被災代替家屋の特例でございます。まず、被災代替住宅用地の特例であります。大震災における災害により滅失損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、当該住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災土地代替のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分当該土地を住宅用地とみなし、この場合は、固定資産税が軽減されるものです。

次に、被災代替家屋の特例であります。大震災による災害により、滅失損壊した被災家屋の所有者等が、当該家屋に代わる被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得し又は改築した場合には、当該被災代替家屋にかかる税額のうち、当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分は2分の1、その後の2年度分3

分の1を減額するものです。

以上、議案第35号、専決処分の報告及びその承認について、専決第4号、川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第8、議案第36号「専決処分の報告及びその承認について、（専決第5号　平成22年度川俣町一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　議案第36号　専決処分の報告及びその承認について、専決第5号　平成22年度川俣町一般会計補正予算（第8号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　毎日、町長、災害対策ご苦労さまであります。何点かお聞きしたいんですけど、まず、1点目は12ページなんですけど、歳入ですが、住宅使用料なんですけど、12%かな、これ全体で見ると。12%減になっているんですけども、滞納が増えているのか、空き家が増えているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから16ページなんですけど、ここに災害対策寄付金2,270万4,000円と載っているんですけども、町のホームページ見ても災害寄付金の受付というのは載っているんですけど、義援金の受付は載っていないんですよ、町のホームページにね。義援金とこの災害対策寄付金の区分けってどうやっているのかお聞きをしたいのと、災害対策寄付金は2,200万円なんでしょうけど、22年度における義援金というのはなんぼになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、先ほど町長提案要旨で説明した中の数字で20ページかな、20ページの財政調整基金積立金9,609万4,000円というところを1億1,000万なんぼというところを直さないで前の原稿で読んだのではないかと思うので、チェ

ックをして訂正するなら訂正しておかないと議事録なのでまずいと思いますので、町長の提案要旨で質問するのもなんだと思ったので、是非確認をしておいていただきたいと思います。以上、3点お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 第1点目の質問でございます。町営住宅の使用料についてでございますが、この減額につきましては、当初予算が入居率を全額見ていたんですけども、実質的に雇用促進等2分の1しか入居がありませんでしたので、そういった関係での減でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問の2点目でございますが、16ページの災害対策基金に関してのご質問でございますが、まず、はじめに件数を申し上げますと、3月31日まで40件ほどの寄付金をいただいております。個人の方が32件、団体が8件となっております。基本的にはその間の寄付金につきましては、災害寄付金ということでそれぞれご意志に伴ってお受けしておりますが、義援金と災害対策寄付金の区別はしておりませんでした。現在、その内容に従いまして振り分けしております。また、平成22年度以降につきましては、いわゆる川俣町への川俣町が行う災害復旧対策の財源としての災害寄付金、また一方、義援金は、町内の被災者の方々に分配されるとか、そういう活用ございますので、それで23年度からは振り分けてございます。大変失礼いたしました。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 訂正させていただきます。

先ほど提案要旨の中で申し上げました歳入歳出の増減分、財政調整積立金として1億1,873万4,000円と申し上げましたが、9,530万8,000円の間違いでありましたので、9,530万8,000円と訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 災害寄付金のところだけお伺いします。後の2点は分かりましたので。22年度は全部災害寄付金で受けたという説明ですね、今の説明でいうと。そうすると、23年度からは義援金とこの災害寄付金と分けてやっているんだという話なんですけど、過日、町の災害対策速報というのかな、毎週配っているやつに4,800万円という数字が載っていたんですけども、あの数字は22年度の分はゼロで全部23年度に義援金として4,800万円もらったという確認でよろしいですか、そうしますと。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

災害対策だよりに掲載しております寄付金の合計につきましては、義援金につきましては累計でございます。

○1番（高橋道弘君） 違うで23年度だって言っているの。

○議長（佐藤喜三郎君） 23年度の分。はい、総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 答弁が申し訳ございません。23年度につきましては、基本的には義援金と災害寄付金と混在してございます。（不規則発言あり）それは、累計でございます。報告しましたのは。（不規則発言あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 大変失礼を申し上げました。23年度分のみの数字でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、たぶん22年度でもですよ、義援金として持ってきた方もいらっしゃると思うんですね、私この42件と8件の団体の中には。ご承知のとおり、義援金と寄付金というのは、全く性格を異にするものですよね、今、総務課長答弁したとおり。そうすると、せっかく寄付をなさった方がですよ、義援金として私は持っていったつもりなのに、寄付金で採納にされた。すると、被災者の方に回らないじゃないですか。ですから、そういった寄付をなさる方々のご意志に従って収納の区分けをするのが正しいことで、それを22年度はできなかった、やらなかったと、こういうことなんです、23年度は単年度で今、4,800万円、4月末かなこの前の速報値で言えばね、なってますよね。その22年度の専決なので、これは23年度補正で聞けと言え、23年度の補正で聞きますけど、そういった義援金の使い方、寄付採納は一般寄付だから災害寄付だろうが何だろうが町の財政一般になりますけど、義援金の使い方というのは全然この間提案されていないんですけれども、どのような考え方で、まあ22年度はないから考えていなかったということかもしれませんけど、23年度はあるとすれば、寄付なさった方のご意志も含めてどのように町としてはこれから義援金については被災者の方々に配分をなさろうとするのかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

先ほど私が答弁しましたように、それぞれの寄付された方々のご意思に沿って、それを措置すべきものと認識をしております。今後、今回の補正では計上してございませんが、基本的には災害寄付金の活用、義援金の活用をしっかりと整理する中で、そういった方々への支援に向けてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今の災害対策の寄付金と義援金とは、全く性格が異なってくるんですね。この寄付金ということになると、町の条例で100万円もらえば表彰するとかね、200万円もらったから特別表彰するという、その規定に寄付金はなるんですよ。まさか義援金もらったから表彰するということはないでしょう。この22年度分についても全国から恐らく集まっていると思うんですよ。その都度勤労感謝の日に、その人を呼び出して表彰をするのか、表彰規定のときに寄付なのか、

義援金なのかこれ明確に分けないと、今までの町の姿勢というのは保てなくなるんですよね。だから、これをきっちりとご本人の意志を確認してでも区分けしておかないと大変失礼なことになるんじゃないかと思うので、その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 答弁申し上げます。

ただいまのご質問の趣旨は、十分理解してございます。正にそのとおりで、一般寄付の場合には、町の表彰規定に基づきましてございますが、今回につきましては議員お質しのように、災害寄付という、そういった緊急な名前の寄付でございます。それらを含めまして、きちんと振り分けをする中で、寄付されたご意志に沿うような形で確認を行う中で、表彰規定の見直し等も委員会に諮る中で、適切な対応を取らせていただきたい考えをしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関です。交付金の12ページ、11ページで伺いたいと思います。地方消費税交付金、これは当初見込額が1億2,500万円の計画に対しまして、補正額が1,931万8,000円というふうなことでございますが、1,931万8,000円ほど増額になった計画になってございます。これら消費税の交付金等につきましては、地方が行政の事業年度の後半で売り上げが向上したから、あるいはデカップリング方式と言いまして全国一律にした中でそれぞれの各町村、あるいは各県に交付になる額の性質のものとして1,931万8,000円ほど増額になっているのかどうかというふうなことの質問1つ。

それと、歳出の方では、総務費が当初の計画からいいますと1億1,700万円ほどの増額になってございます。それらは当然、財調の積み立てというふうなことで積立金として計上されておるわけでございますけれども、しからば、現況の財政の残高というものはどれだけの積立金になっているのか。しいて言えば、それならば財政調整金あるほど安心できるわけでございますので、それらの2点について質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地方消費税交付金でございますが、これは確定によるものということとらえております。

あとまた財政調整基金につきましては、10億3,361万4,766円、5月31日現在でございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 非常に単純明快な回答をいただいたわけですが、そういった性質であれば、我々質問する必要はございません。根本は、これらウエートからいいますと、当初の計画からいきますと、非常に率的に高いわけなんです。これらの1,931万8,000円の根拠となるものはどこをどういった計算の内容、あるいは

地方が申請した額なのか、当然交付金でございますので、国が算定して交付されるわけでございますが、これら５％の消費税の中から地方には１％還元されるわけでございますけれども、それは地方の売り上げが向上したからか、あるいは全体的に全国レベルで消費税が事業年度の後半上がったから増額交付になったのか、それらの内容等について知りたいわけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの消費税の詳細の内容につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調査をしたうえで答えたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は、４時１５分といたします。

（午後４時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後４時２２分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、地方消費税交付金の仕組みということでございますが、消費税は国４％と合わせて地方も１％が徴収をされておりまして、地方分の２分の１が都道府県に、残りの２分の１が人口と従業員数の割合で市町村に配分をされ、国から県を通じて町に交付をされますということで、こういった仕組みでございますけれども、当初予算につきましても県の方の伸び率と言いますか、積算はこのようなするんだというふうな、そういった決まりに基づいて当初予算を計上しておりまして、今回の場合につきましては、全国的に消費税の伸びがあったので、追加交付になったというふうにとらえております。以上で答弁いたします。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第９、議案第３７号「専決処分の報告及びその承認につ

いて（専決第6号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第37号、専決処分の報告及びその承認について 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第37号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第38号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成22年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第38号、専決処分の報告及びその承認について 平成22年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第38号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11、議案第39号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第３９号、専決処分の報告及びその承認について平成２２年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第３９号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１２，議案第４０号「川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第４０号、川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例

川俣町行政財産使用条例（平成３年川俣町条例第１号）の一部を次のとおり改正する。

第３条中「施設の用に供する場合」の次に「その他特別の事情がある場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成２３年３月１１日から適用する。

平成２３年５月３１日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成２３年３月１１日発生の東日本大震災に伴う町営住宅入居者の使用料を免除するため、所要の改正を行うものである。
ご説明を申し上げます。

東日本大震災による被災者の方々の町営住宅の入居にあたりましては、川俣町財務規則第１７９条の行政財産の目的外使用許可の規定に基づき、行うこととなっておりますが、この使用許可に伴います住宅使用料の免除につきましては、川俣町行政財産条例に基づき行うため、被災者の方々の町営住宅使用料を免除するために、

川俣町行政財産使用条例第3条に、その他特別の事情がある場合を加えるものでございます。

以上で説明いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　何点か聞きたいんですけど、1つは、この被災者の入居者の方の免除するんだということなんですけど、この被災者という対象者は、川俣町町民だけなのか、どういった人を対象にして被災者というふうな認定をするのか。例えば浪江の方とかいろんな方がいるわけですけども、そういった方も含めて、今の課長のいう被災者という中身に全部入るのかということ1つ。

もう1つは、前から議会等で本町等の火災によって入居なさっている方がいらっしゃるんですけども、そういった方も含めて同等に取り扱うべきではないかという意見をずっと議会では申し上げてきたんですが、この提案要旨を見ると、3月11日の東日本大震災と、こういうふうに固定しちゃっているわけですね。そうしますと、当然にして過日の本町の火災等で罹災された方々は対象になってこないのが疑問だということと、あとこれから地震によって地割れとか宅地関連も57件とか、先ほど全員協議会で報告ありましたけど、これから梅雨、台風等によって11日に限らずですよ、これからまた被災をされる方も出てくるわけですね、多くの方々が。そういった人々はこれでは救えないのではないのかというふうな疑問があるので、だれを対象にするのかということについて、もう少し詳しく、それから今後のことも含めて柔軟に運用できるような、今後のことも含めて運用できるような、これは単に条例の改正だから、その他特別の事情というところが要は規則で定めるんでしょうから、その辺は議会等、あるいは現状も踏まえて、議会の意見等も踏まえて柔軟に対応する考えがあるのか、もう少し具体的にご説明いただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君）　建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君）　ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回のこの行政財産の使用条例ということでございますが、先ほど財政課長が説明いたしましたとおり、行政財産の特例という形で使用いたします。この使用料の免除という規定が、その中では、今回の町の中ではうたうことができないので、このような追加をしております。それで、これに対しますまず対象でございますが、町外の方も含めまして対象にいたします。

それから、先ほど火災等ということでございます。この法にありますのは、特別立法での救済法が出されたときということでありますので、通常の場合といたしまして火災等に関します対応にいたしましては、町営住宅の使用条例の中の免除が規定ございますので、そちらで考えております。

今後の地震等に関してでございますが、当然、今回、地割れ、そういったもので特別住宅等が損失、あるいは無くなった場合は、対応はこの行政の財産の特例とい

う形で考えていきたいと思います。今回に関しましては、要するに３月１１日以降の余震等も含めましてという考え方で立っております。通常の災害とは違うという前提の下に考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） まあ大体私が言ったことは、実現できるというふうに考えていいんだと思うんですが、何点かちょっと今の答弁で分からないところがあるので聞きたいんですけど、その特別立法を踏まえて今言いましたよね。特別立法を踏まえてこれを直すんだと、こういうふうな今、表現なさったんだけど、特別立法は終わったんですか、国の方で。結局法的背景がないと、これを使えないということであれば、条例というのは法律の範囲内でしかやれないことになっているわけだから、特別立法を踏まえてこれをやるんだということだと、特別立法がじゃできたんですかということが、疑問が１つあります。で、町外も対象にするということは、それはそれでいいことですが、特別立法が本当に背景として存在しているのかどうか。あるいはもう可決したのかどうかということが、１つです。

あと２つ目は、火災は町営住宅の使用料条例で救えるんだというような話なんですけど、じゃもう実行しているのかと。だいたい前に入居なさっているわけですから、再三にわたって議会の中でも全協で言ってきたんだけど、明確な答弁はないわけで、救えるということであれば、もう既に適用なさっているのか、あるいはこれからさかのぼって適用するのか、その辺ですら明確にご答弁いただきたいと思います。

あと今後の余震等についてもこの中に含めるんだということであれば、提案理由が変わってくると思うんですね。これはあくまでも３月１１日発生 of 東日本大震災に伴うとこう書かれているわけだから、今後の余震は考えていないわけですから、あまりこういう限定的な提案理由だとまずいんじゃないかと思うので、その辺は提案要旨を変えるということになるのかどうか。要は私が言いたいのは、より多くねこれから災害は想定されるわけですから、秋の台風、梅雨含めてですね、だから、そういった人々もこれで救えるような規則なり、あるいは要望なりを作るべきではないのかとこういうふうに質問しているので、そのとおりだとすれば、提案要旨に余震等も含むとかね、その後の長雨、大雨災害も含むとかとやらないと、議会で決めたことと、実際に規則作るときに違うというのはこれは甚だ遺憾なことなので、その辺再度答弁をお願いしたいと思います。

あともう１つは議長さん、提案した人と説明した人でない人が答弁するのはいかなものかと思うので、提案したのは所管課企画財政課なんでしょう。建設課長ではないですよ。やっぱり提案した人が、それをきっちり分かって提案していないと、行政財産の話しているんだから、各課では行政財産管理しているというだけの話であって、その総元締めは企画財政課なんだから、そこは企画財政課がきっちりと把握していないとまずいので、その辺も踏まえて、是非企画財政課長答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 先にお答えしたいと思いますけども、特別と言いますのは、災害救助法という今回のような発令をされたときというようなことで、それに限定されるということなので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点でございますが、町営住宅の今までの政令でございますが、一応3か月という区分で、現在は居住なさっている方お一人ございますけれども、その方はもともと3か月という限定の中で契約させていただいたものですので、現在は入居使用料はいただいております。これは、あくまでも通常の火災とこういった災害救助法と区別させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） それではちょっとこの答弁の前に、ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、前段の質問で企画財政課長、3点目。

建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 申し訳ありませんでした。余震と言いますのは、あくまでも3月11日という、今までに経験したことのない地震に対する、それからの余震ということで、基本的には最初の3月11日の地震に起因するということでございますので、それ以外のものということではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） だとすれば、ここの提案理由はね3月11日に発生 of 東日本大震災と書くのはいかがなものかと思うんですよ私は。地震としては、そうは言っていないですよ。東北なんかかんとかというんです、地震そのものは。そういった津波も含めて東日本大震災というふうに国は言っているんですよ。地震だけのことを言うんならば、東北、北海道、東北関東なんか地震というんだよね、地震だけを言うならばですよ。東日本大震災というのは津波まで入れて言っているんですよ。川俣町は津波の被害はないんだからそういうことから言えば、だから、そこは言葉をきっちり使わないと、どこまで適用するのかということについては、町民の皆さんも誤解をなさるし、これから長雨等で地割れして崩れたときに、家がなくなったときはこれでは救えないということではなくて、救うんだというさっきは答弁したわけでしょう。そしたらば、救えるような提案要旨の説明にしておかないと、要綱、要領を作るときに、規則作るときに違うことになるんじゃないですかと言っ

ているので、そこをもう1回町民の人たちが安心できるように答弁をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだれですか。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、あくまでも今回の原発事故に伴います避難者も含めまして特別なものということでございますので、町長が認められるものであれば、この要綱上で対応できると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関善三です。これら公有財産の使用条例の改正ということでございますけれども、前段でも質問ありましたように、火災等によります町営住宅の使用願いに対します対応、そして、今度罹災されております原発を含めた、あるいは他町村の何もなくって本当に罹災された方々の入居も公有財産を使用されておるというふうなことでございますが、非常に1つには他町であれ町内であれ、あるいは火災であれ、あるいは計画避難地区も含めまして、整合性の取れるような使用解釈にしていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。細かい話でございしますが、これらに住宅に使用する器具、機材、こういった取扱い等についても、非常に地域として、特に私は本町におりますので、火災で入居された方々、当初からもう器具、機材は自分持ちで入れというふうなきつい指示、指令の下に自分らで揃えて入る。一方、他町から来た町民の方々は、罹災されて来た方々に対しましてはですね、器具、機材は公有財産で準備して入居していただいている。あるいはこれから計画避難されてくる方々は、もう立派な家も何もあって避難してくるわけではございまして、そういった方々にも他町から来た本当に何も無くした方々に器具、機材はこちらで準備して入居していただいている。あるいは計画避難されてきた方々にも、器具、機材はそれらの準備形態は、どのような対応の中で入居していただいたのか。あるいは原発に関しまして、避難されておる、あるいは計画避難で来る方々等についての住宅費は、別途県が支給するわけでございますので、あくまでもこれらの家賃というものは減免したとしても、あるいはその期間は県で負担するわけなんです。何も遠慮する必要がないと思うんですが、その辺の町独自でやる分と、そういった大きな災害である分と、あるいはその前段で本当に何もなくなった方々に対して、冷たいしぐさのないような整合性の取れるような方向だけは、是非器具、機材の基準も設定していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの第40号、行政財産条例の一部改正の条例の関係でいきますと、先程来、話が出てますけれども、3月11日発生 of 東日本大震災ということになりますと、これは町内外問わずでありますけれども、これは例えば激甚災害指定になることによって、また、災害救助法が適用になって、災害救助法適用の下で、じゃどういうふうな町営住宅に入居できるような状況を作るのかというところを考えたときに、あくまでもこれは町の町営住宅条例によってではな

くて、町営住宅という行政財産の目的外使用許可ということで、これは行うこととなっておりますので、あくまでもこれは災害救助法適用の下で行うものということでの提案でございますので、その辺についてご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうなりますと、その災害救助法に基づいた入居許可というのは、すべて器具、機材もこちらで揃えて入れるというわけですね。そういった理解で良いわけですね。確認いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今回の提案の中でいろいろ議論いただいておりますけども、今、質問にありますことにつきましては、これは日赤の方から6点セットといって支給されたことを言われていると思うんです。これは激甚災害法に基づきますこの制度の中でやっておりまして、ご案内のとおり6点セットで全部揃っています。ですから、先ほど質問ありましたけれども、火災等で行くところがなくなったというようなことで入る場合には、そういったことでございませぬので、同じ日赤でも支給されるものは毛布等になるわけでありまして。ですから、今回の激甚災害による支給は、本当に何と言うんですか、全部揃うとすぐに生活できる、そのような体制になっているのが現実であります。今回の立法は、いわゆるよそから来られた方も、立法と言いますか、改正はよそから来られた場合も避難されてきたと、その場合には町としても条例の中にうたっていなかったもので、今回うたっていくということでありまして、これらは県の方で認める対応だということでありまして、もちろん使用料はもらえないわけです。その分は、今度は国の方の財政支援というものをいただく考えでいるんでありますが、そういうことであります。ただ、先ほど来言われております町民の方が、これから地震になったりいろいろあったときにどうしてくれるんだと、同じようにやっぱり扱う、普通で見れば、ないところに負担や対応すべきではないかということでございますので、それらについては議会からのいろんな指摘なり、アドバイスなど受けるわけでありまして、それは見舞金でやるのか、見舞金でもそのいわゆる3か月なら3か月の中での使用料に見舞金になるのかですね、あるいは、全くじゃ使用料を減免してやって入っていただくのかということについて、今、詰めておりました。と申し上げますのは、火災にあった場合も見舞金制度取っております。全焼とか半焼とかですね。そういうことをやっておりますので、そういった方々との整合性もありますので、今、進めていたところなんですけれども、質問にありますように、議員の方が聞かれたり、我々も聞かれたりあるんですが、なんだ、あそこ入ったときにただでは入られないんだべかと、今度はこういうふうになって皆さん入れるんだからといろいろ聞かれますので、そのことについても対応できるようにですね、制度の見直しについて今、進めていたところでございますが、現時点では住宅等に入らない場合の見舞金でやっていただいている方等もおりますので、その辺も含めて災害の見舞いについてはですね、また、公共

施設の利用については有料、無料も含めて検討しなければならないと思っています。特に今回は激甚災害の指定で、このようなことやらざるを得なくなりました。そしてまた、町内でも避難しなくちゃならなくなったというようなことがございますので、町内外を問わず、この制度についてはやっていかなくちゃならないと思っています。今回の提案は、この激甚災害法に基づく中で町がやらなくちゃならないのでありますが、使用料の中で決めていなかったということで、特別の事情のあるというようなことの改正を入れさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。また、質問を受けていることについては、町の方で十分それは検討した中で、町民のためということの基本にしながら検討を加えていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうなりますと、確認だけはさせていただきたいわけですが、事前に町外の方々が公営住宅に入居されている。今は、町長が説明した以前にですね、それでは町で準備したものについては、すべて赤十字事業団にこれから申請してもらった分なのか、町で独自に準備したもの等についての財政支出はないものというふうに理解していいわけですね。そういった今度の答弁はなかったわけですが、公有財産、公営住宅の使用については、あくまでも入居者に対する家賃は県が支払うことになるわけでしょう。確認させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） この補償、賠償も含めていろいろ町の方でもやっております。そのことで、私は、激甚災害法に基づいてよその人たちが入った場合、また、今回の避難して入った場合には、これは財政補てんは当然国ですべきだと言っております。先ほど申し上げましたが、まだ、具体的になってない面があると事務方の方から言われたんでありますが、そのように思っております。また、もう1つ日赤等では、今回のような場合には決まっているんだそうですね。それで、6点セット。仮設の場合もそうです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第41号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第41号 平成23年度川俣町一般会計補正予

算（第1号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　大きくまず聞いておきたいんですが、先ほどの専決補正では、災害寄付金が2,000万円を超える金額があったんですね、2,200万円。今回、あれは19日間しかないんだけど、今度は1か月以上経っているんだけど、今度の歳入を見ますと、災害寄付金はゼロなんですね、一気にね。その辺の取扱い、今度は全部その義援金にしたのかどうか、非常に分かりにくいので、なんで災害寄付金がゼロなのか、義援金は、じゃ今なんぼなのかということ。それから、義援金として取扱ったとすれば、その配分方法なり配分と時期はいつになるのかということですよ。

あともう1は、これいろいろ支出があるんですが、福島県も昨日の新聞報道によれば、県で歳出した予算についても東京電力に請求するものは請求するんだということで明確に打ち出しているんですが、この予算の中で東京電力に賠償請求するものがどれほど網羅されているのか。どういうものを東京電力に川俣町としては賠償請求する予定なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、今度細部をお聞きしますが、11ページ、庁舎がご承知のとおり壊れてこちらの仮庁舎でしているわけですが、この中に新庁舎建設基本構想業務委託料というのが48万9,000円という非常にかわいらしい金額が載っているんですけども、これから新庁舎造るといえるときに、このたった48万9,000円で構想がまとまるのかということが私は疑問があるというのが1つ。

それから、もう1つは、委託するということは、どういうところを想定して委託しようとしているのか。建設会社に委託するのか、設計会社に委託するのか、あるいは有識者を集めて、これからの庁舎というのはどうあるべきなのかということについて構想を練ってもらうのか、どういうことを想定して委託先を想定して、この委託料が載っているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、15ページなんですけど、東日本震災等災害救助費というのがありまして、委託料1-36-20-13の委託料ね、避難先調整等業務委託料というのがまた37万8,000円と載っているんだけど、先ほどの課長の説明では、避難所間の連絡調整してもらうんだとかいろいろ言っていらっしゃるんだけど、これもどういうところに委託するのか。そういったノウハウを持っていらっしゃる会社なり、組織なりがあって委託するのか、個人委託するのか、ちょっと私にはイメージが湧かないので、どういうことを想定なさってこの委託をするのかお聞きをしておきたいと思うんです。

それから、19ページなんですけど、ここにスクールバスの運行委託料105万6,000円の増額載っているんですね。先ほど教育委員会さんから山木屋の児童、生徒の通学方法のなるものの、6月1日運行するものもらったんですけども、この中に八丈島さんと高田市さんから無償譲渡2台受けているということで、その運転

手さんのことを言っているのか、何を指してスクールバス運行委託料が105万6,000円になるのか。それから、スクールバスについては、個人委託契約をしているんですよね、今までね。これ何回も議会でいろいろ議論があったとこなんですけど、これは会社委託なのかね、スクールバス2台増えた分の委託なのかというのが、1つの質問。

2つ目は、どこに委託するんですかというのが2つ目の質問なんです。

それから、同じページで小学校のプール清掃料と下に中学校のプール清掃料あるんですね。中学校は3万9,000円かかるんだと書かれているんですけど、小学校の方が中学校よりはるかに多いんですけど7万7,000円ということは、全校やることで7万7,000円なのかどうなのか、特定のところだけやるから7万7,000円で済むのか、お聞きをしておきます。

それから、町民プールというのものもあるんですけど、町民プールの清掃料はどこにも載っていないんですね、生涯学習社会教育関係で。だから、町民プールはどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それと、前に戻って恐縮なんですけど、15ページですか、さっき言った避難所送迎事業費というのがまたあって、1人分と載っているんですけど、この1人分はこちらで言う八丈島、この前の全員協議会の話では、この八丈島からいただいた車があるので、それを使って避難所送迎事業費を運転手1人雇ってやるというふうな説明だったんです。ところが、今度はこっちの方は、全部八丈島の車は朝と夕方は、朝は7時から8時まで使いますし、3時15分からもまた使うんですね、帰るときバスのために。これダブって計上なさっていないのかなと。さっきの105万円の委託料と、こっちの190万6,000円の委託料、ダブっていないとすれば、片方は190万6,000円で、片方は2台分なのに105万6,000円と半分になっているのはどういうことなのかということをお聞きをしておきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁を申し上げます。

はじめに、大きなご質問のうちの本補正予算に災害寄付金及び義援金等が計上されていないということでございますが、今回、災害寄付金、義援金等については計上してございませんが、ただいまご指摘ありましたような配分方法、活用、また、義援金の金額等については精査をしております、しかるべき直近の議会等において、その配分方法も含め、ご提案をさせていただく考えとしておりますので、ご理解をお願いいたします。できましたら、6月議会定例会等において、きちんと整理する中で配分、また、活用方についても金額については申し訳ございません。精査をまだしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう1点でございます。11ページ、先ほどの新庁舎建設基本構想業務委託料でございますが、議員お質しのように、本庁舎につきましては、昭和37年建築で既に50年近く経過をしております、今回の災害によりまして、基本的な被災の区分の判定を行いまして、結果として本建物の役場庁舎については、復旧不可能な倒

壤に相当するものと判定されております。それを受けまして、確かに新庁舎建設基本構想業務委託料48万円と少ない金額ではございますが、基本的には先ほど企財課長が提案説明の中で申し上げましたように、基本的な建設の基本方針や庁舎の規模、庁舎の基本的な内部機能とスケジュールの策定等につきまして、約1か月程度見込んで早急にまとめたうえで、それぞれ協議する中で、早期な建築について、具体的な計画を予算措置を伴う予算措置を講ずる中で考えていきたいということでございまして、基本的な委託先につきましては、現時点においては決定してございませんが、設計会社等を活用したいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問でございしますが、まず1つは、東京電力にどういうものを賠償請求ということでございしますが、これは基本的には原子力災害によるものとか、放射線によるものというふうに考えておりますが、まだ具体的にこういうものだということではございませんけども、これは県の方の主催で6月3日に、またそういった原子力災害賠償請求関係の会議もございしますので、そういったことも踏まえながら、今後の中で考えていきたいと思っております。

あともう1つ、避難先の調整の委託料の関係は、どういうところを想定しているのかということでございしますが、旅行会社等を想定しております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 19ページの避難児童、生徒等支援事業のスクールバス運行委託料に関してでございしますが、このスクールバス運行委託に関しましては、6月1日以降の2台のバスを予定して計上したものでございます。既に、本日までバスは運行していただいておりますが、これにつきましては、業務委託先を募集する暇がございましたので、事業所に業務を委託したところでございます。

また、次のプール清掃料でございしますが、小学校につきましては、福田、川俣、富田、飯坂小学校の4校のプール清掃を予定しております。川俣中学校のプール1校のプールの清掃料を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 町民プールの清掃ということでありますが、実は各県北地方の隣接市町村等の状況は、現在調査をしております、中止をするか、あるいは実施をするかという検討中でありまして、清掃のところまで至っていないという状況でございします。以上でございします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まず、災害寄付金と義援金の話ですけども、今、分からないということはないでしょう。毎日毎日累計して、会計課の職員締めているんだから、今は分かりませんという答弁はないですよ。だから、これは今現在で昨日までならば集まったかというのは、だれだって分かるんだから。それは、やっぱりきちんと

答弁してもらわないと困りますよ。1つね。

あと東京電力の賠償の話は、何を請求するかと、この中の予算ですよ東京電力に当然請求してもいいというふうに考えている予算はあるんですと私聞いているんですよ。県だっているようなモニタリングポスト設置したりなんなりしたものは全部東京電力に全部請求しますと昨日の新聞に載っていますよ。大きく3項目載っています。そういう、だからこれは国、県に頼むんだ、請求するんだ。これは東電当然払うべきなんだと、加害者として。そういう整理をこの予算の中でされてなくては、後で賠償請求なんといったって、6月3日行ったってできないじゃないですか、自分たちがその気持ちになかったら、最初から。だから、それがあっていいですかと聞いているんですよ。ないならいいです。全部町持ち出しだというなら、これは構わないですよ。町民が損するだけです。そのこの区別をちゃんとしてくださいということなので、再答弁をお願いします。

それからですね、庁舎基本構想で設計会社委託想定しているということなんだけど、それハードの話でしょ、もう。普通新庁舎造ると言ったらば、ハードから入るのではなくて、ソフト面でどういうことがこれから新庁舎に求められるのか。そこから始まって行って最後にハードにいかなくちゃいけないですよ、設計としたらば。だから、最初から設計会社に委託するというのであれば、それはもう固定概念で物づくりが先に始まっちゃいますよ。そうでなくてね、どういうこれから庁舎の機能が必要とされて、住民はどんなことを庁舎に期待するのか、そのことをまず整理をして、それから設計会社という話になるはずなんで、そこは予算は予算で出したんだけど、それは町長、順序を組み替えると固定したもので一人歩きますから、是非再考を町長の方から答弁お願いしたいんです、どう考えているかね。

それから、避難先の業務委託料、旅行会社を想定していると言うんですよ。これも私は理解できないですね。旅行に行くわけじゃないでしょ、避難所から商業施設に来たり、風呂に行くのに、なんで旅行会社のマネージャーがそういうところできるというノウハウ持っているというふうに考えるんですか。本当に毎日の生活、特にそういったものを使う人は生活弱者の方々じゃないですか、交通弱者の方々じゃないですか。だったらば、それこそ雇用の問題を考えれば、私から言わせれば山木屋地区のやりたいという民生委員の方だとか、児童委員の方だとか、こういった方にご協力をお願いして、それぞれ住民のことも知っている、地域の今まで世話をしてくれてくれた方々を活用して委託をするとか、あるいは臨時雇用をした方が、私はベターだと思いますね。だから、旅行会社が出てくる理由がよく分からないので、旅行会社となんで想定するのか教えてください。

それから、下の避難所の送迎委託料ね、先ほどこども教育課長が、19ページでスクールバス運行委託料は2台分だと言ったんですよ。たぶん八丈島と高崎の車だと思うんですよ。それを私理解できるの、こっちで105万円だね。そうすると、こちらの方で言う190万6,000円は、同じ車に2人運転手いんのかい、今度は、八丈島から来た車さ。学校の送り迎えのときにこっち予算取っているんだ

よ、105万6,000円も委託していますよと言っているわけでしょ。そして、動いていますと。こっちの190万6,000円だって、この前の説明では、八丈島からいただいたバスの運転手を確保するんだと言ったんですよ。そして、ダブル計上じゃないのかと疑問があるんで先ほど質問したので、ダブル計上であるのかないのか明確にお答えください。

それから、町民プールの話は、今、検討中という答弁だったんだけど、学校にしてもですよ、社会教育施設であれ学校教育施設であれ、教育委員会に所管しているわけでしょ。一方では教育長は、これまでもですよ、まあ水道水もこれは安全だ、今はね。それから、プールの濃度も低いから安全だ。これ新聞発表しているわけです。テレビにも出た。で、やるかやらないかは、保護者の理解とそれぞれの学校長の判断だと、こういうふうなお話をしてきたわけでしょ。でも、町民プールは町が設置しているんですよ。正に学校長の判断だというところが、教育委員会に求められているわけでしょ。そのときに学校の方は学校長の判断では保護者だと言っておいて、町民プールの話は、ほかの町村の様子を見てから考えるんだと、これは全く矛盾した答弁じゃないですか。そんだったら、学校だって同じ答弁するべきでしょ。福島市がやらないと言うならやらないとか。それは関係ないということ言ってきたわけでしょ。独自の科学的データに基づいて判断するという。だから、自分らがやる時には、ほかの町村の様子を見てやります、やらないと決めて、学校の話は施設長の判断だと、あるいは保護者の判断だと、これはないでしょう、その無責任な態度は、そこをもう1回答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 23年度の寄付の金額のお質しでございました。本年5月27日現在で総額のみ申し上げますと、4,138万3,284円となっております。総額のみご報告させていただきます。よろしく願い申し上げます。（不規則発言あり）振り分けはちょっとしてございませんので、災害対策寄付ということで、来ておりましたその詳細については、補正の段階できちんと整理させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次はだれですか、答弁。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

正直なところ、本町の町民プールにつきましては、放射能等をはじめ、いわゆる施設内の放射能測定等をまだ実施していないのが現状でございます。これは早急に実施しなければならないということで、体育館長をはじめ佐藤課長にも指示はいたしております。若干学校の方が先行しております。現在、その使用するかどうかを含めて検討はしておりますけれども、ただ、次の6月の補正には少なくとも中の清掃、これらについては実施しなければならないというふうに考えております。その間、様々な調査を通して、また、町民の皆様方の意見を聴取しながら、実施するかどうかにつきまして判断をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 庁舎の建設でありますけれども、庁舎の建設につきましては、ハードがありきでないんでありまして、当然であります。そのとおりでありまして、あの庁舎の建設の委員会を、これは町民の皆さんにも入っていただいて考えております。今、震災対策の方、あるいは避難対策の方で先行しておりますけれども、こちらについてはご質問のとおり委員会を設置してですね、庁舎の建設については、ソフト面からまず入っていくということでございます。また、その中で私は、今回、このようなことになったわけでありまして、やっぱり役場庁舎は防災の拠点であると思っています。そういった意味では、そういう点も含めながら検討しなくちゃならないと思っておるんでありますが、その辺を含めて検討委員会を組織して、その中でいろんな立場から議論をいただいて、町民のためになる庁舎として建設にあたっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ご質問にお答えします。

ただいまの一般会計補正予算（第1号）の関係で、東電に請求するものはあるのかということでございますが、現段階ではまだ考えておりません。

あともう1つですね、避難先調整の関係でございますけれども、これはいろいろよその自治体なり県の方ともいろいろとお話、協議している中で、やはりいろんな問題がこれからそういった避難をしている中で出てくるということで、例えばそういうふうな旅行会社も含めて、ある程度いろんな調整の経験のあるところもいいんではないかみたいな、そういったことも含めてお話もございましたので、そんなことで考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） あのバスの配車では、避難所の方と仮設住宅ができます。その方と町民の皆様方の医者に行ったりなんなりする場合にバスが必要だろうというようなことで今回考えて、このようなことをあげたわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、それダブっているのかダブっていないのか、その答弁。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の緊急雇用に伴いますバスの方の送迎の運転手ということで、今るる八丈島の関係とか、高崎市さんのバス等の対応等についての部分があるわけでありまして、この時点で考えましたのは、いろいろとバス等の運用等があるわけでありまして、そのバス等の利活用を図るために、また、緊急雇用を図るために今回、日々雇用賃金を予算をさせていただきまして、被災者の方々、また、仮設の方にお住まいになるであろう人たちの利活用を図るために今回、予算のお願いをしたところであります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私、聞いたことに答えないで3回もやられたんではたまらない

ですよというの。提案しておいて分からないという話ないでしょ。105万円は、普通一般財源でやると書かれているでしょ、ここさ。スクールバスの運行委託料105万円は。一般財源でしょう。町費持ち出しやるんでしょう。緊急雇用でやるその190万6,000円と、これはダブっていないのかと私聞いているんだから、同じバス使うのになんで運転手が2人ほしいんですかというの。これを聞いているんですよ。単純な話なんですよ。積算にミスがあるかないかと私は聞いているだけなんですよ。それをなんで答えられないんですか、一番事務的な質問を。政策聞いているわけでもなんでもないんだもの。それをちゃんと答弁してもらって3回目の質問をしたいので、これ3回目に勘定されると困るんだけど、議長、3回目ですか、2回目ですか。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、3回目です。

○1番（高橋道弘君） それじゃもっと言います。それじゃ後ね、今の答弁で東京電力の賠償については考えていないというけど、考えてなかったらおかしいでしょう。町民の税金使って、町費使って、今ね東電の原発事故のおかげでいろんな経費出ているわけでしょ。だから予備費に2,000万円増額するんでしょう、今回。町民にだけ負担かけておいて、東電には何請求するか分からないと、こんな話ないべした、自治体として。当然、みんなの税金は最大限に有効に町民のために使わなきゃならないんだから、余計な金出したものは東電に請求するんだというのは、どこの自治体だって言っているじゃないですか。県知事だって、二本松市長だって伊達市長だって福島市長だって言っているじゃないですか。なんでそのことがきちっと言えないんですか。一番大事なことでしょ、これ。

それから、義援金の話ね、総務課長4,138万3,284円と言ったけど、さっき言ったとおり、町の災害対策本部では4,800万円だと義援金書いて出したんですよ、全町民に。ほんじゃ700万円の差額はどこさいつちゃったんですか、4,800万円って、だいぶ前だよ、書いてあったの。そして、3月は仕分けできなかったというのは、それはそれでしょうがないよ、専決で3月31日でやったんだから。だけど、今は5月31日なのに、その義援金と災害寄付金の仕分けもまだしていないなどというばかな話ないじゃないですか。そして、金額は700万円も合わないって。じゃ、どういう会計処理しているんですか、川俣町は。だれが責任を持って寄付金と義援金の管理しているんですか。なんで700万円差額出るのか言ってください。3回目だから、よく聞いておくから。

それから、町長ね、これは要望というか町長も同じ考えだということだからいいんだけど、やっぱり委託料が先に来るんじゃなくて、やるなら建設委員会とか、構想委員会というのをまず作って、町民の方々、有識者の方々の知恵をいただいて、その防災本部としても必要だし、あるいは町民の憩いの場としても庁舎をこれから活用しなくちゃいけないですよ、多面的機能を求められるんだから。そういったことをまずやるためには、この業務ね、この委託料、建設会社にやりますというのは頂けませんよね。是非再考して、町長の思いが通ずるような委員会を作っていた

だいて、町民の皆さんが喜ぶような構想にまとめられるように、町長のご真意をもう1回お聞きをしておきます。

あとスクールバスの話は、さっき言ったとおりですけど、あと旅行会社の話ね、だれが一番町民のこと、住民のことを知っているかと言ったら、地域の方に決まっているでしょう。だから、今までだって区長さんに町長は辞令を出したり、民生委員の人をお願いして地域の要介護の人たちだのいろいろ見てもらった訳でしょう。児童委員の人たちには子どもを見てもらったらいいでしょう。旅行会社、昨日、今日来たのは分かる訳ないじゃないですか、どこの誰かなんて。なんで旅行会社になるのかと私は聞いているんです。さっきの財政課長の答弁なら、なんで旅行会社選んだか分からないですよ、私。本当に町民の立場に立ったらば、そんなことにならないじゃないですか、地域のことを知っている人、住民のことを知っている人を頼んできっちり雇用して、世話してもらうのが一番だと思いますよ、私は。そういう考え方に立てないのかどうか聞いておきます。

あと町民プールの話は教育長言ったとおりだとすれば、さっきの生涯学習課長の答弁は全くの誤りですから、そういうことのないようによく指導していただいて、町民から不審を買わないように、早急に町民の皆さんに町民プールをどうするか明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

庁舎建築については、今、話をしたようなことを私もしっかりと町民の皆さんと話をして庁舎建設にあたっていきたいと思っておりますので、その点だけは十分今後の中で、また委員会も早急に立ち上げることで人選もしながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

まず、災害対策本部だよりの金額と私が申し上げた金額の差異でございますが、災害対策本部だよりは、22年度と23年度の累計ということで、たぶん累計という形でお知らせをいたしまして、22年と23年度分の現在までの総額を合わせますと6,450万円ほどとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） スクールバスとの関係もあるということではありますが、私は八丈島、また高崎市ですね、あとバスの方でこっちの控えのバスもございますし、ダブってなくやれるものと思っております。そういうことをご理解ください。いやダブっては動かなくなりますので、ダブること無く考えておりますので、なお、教育委員会ともそのような調整させていただきます。ご理解を賜りたいと思います。

また、旅行会社の件であります、これは今回の避難先の確保にあたっては、一時避難として温泉旅館とか県の方でありました。そんな中で旅行会社が入ってやれというようなことで受けてやってきた経緯があつて、今回その旅行会社に更にまた

今後の避難の整理にあたっても、また今、避難者についても旅行会社、川俣だけじゃなくて、この関係はすべてそのようなシステムで今回、動いた経緯があったということでもありますので、私も議員言うようにこういうような地元の人を使ってやるべきじゃないかと思ったんですけども、そのようなことを私も言われましたので答弁させていただきますが、経緯はそういうことでありました。ご質問のことについては我々もそうだと思っておりましたが、今回、システム上でそういうことになった関係がありましたので、ご理解を賜りたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁終わったの。東電のやつはいいの。町長。

○町長（古川道郎君） あの東電についても私も先ほどちょっとふれたったんですが、言われるとおりの必要なものは全部やっていますが、今のところ緊急雇用も含めて、県の方の対応も含めて直接今、私もしているんですが、東電の方に請求がまだないのでありますので、これから出るものについては、その辺も十分いつも見しております。そのような質問も言われたとおりのなんでありますけども、これは厳しくしていかないと、町でですね、原因が町でやったわけではないのでね、これは東電からしっかりもらわなくちゃならないものはやっていくということには変わりありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 1つだけ聞いておきます。

庁舎建築なにがしの話が出てますけど、かつて私、3月議会に昨年、質問した経緯からお尋ねしておきます。まず、この庁舎建築をまずどこに造ろうとしているのか、そのご認識。今現実に政府があんの状況でですね、原発の状況は皆さんある程度分かると思うんですけど、何ら収束の方向には向かっておりません。最悪の方向に向かって今、どんどんどん進んでいるときに、このどこに川俣町役場を造ろうとしているのか、そこをまず確認しておきたいんです。もし、今のままで収束できたら大間違いだと、私は思うんで、そういう立場ですから、この点について1つだけ聞いておきます。どこに川俣町役場を造ろうとしてその構想を練っているのか、それだけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 原発の方の収束状況については、それぞれ新聞等で放送されているとおりでありますが、今、原発の方と併せて庁舎建設場所についての検討にはまだ入っておりません。まだ、これから委員の皆さん方からいろんな意見出されると思いますけれども、今のようなことも今の川俣町の取り巻かれている環境についても、そのような立場からされると思いますが、現時点でそういう認識を持っているのかどうかだと思うんですね。ですから、私どもは計画的避難区域を抱えている中、また、線量調査等もやっておりますけれども、そういった中で、これは新たに庁舎建設をするわけでありまして、いろんな環境問題も含めていろいろな中に議論をさせていただければと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。なお、菅野清一議員に申し上げます。

あの後で付託しますので、総務委員会の方でまたよろしくお願いします。

○5 番（菅野清一君） あの付託しても、ほとんど出ちゃいましたので、あまり総務委員会でやることないような状況なんですけど、まず、現実今、確かにそういうことなんです。今、庁舎建設構想委員会でも、賠償交渉委員会を早く立ち上げてください。それだけです。一日も早く賠償してほしい。

○議長（佐藤喜三郎君） それは要望でよろしいですか。はい。

そのほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14 番（遠藤宗弘君） 1つだけ基本的な問題だから言っておくんですが、これほど町が混乱しているという最大の原因は、東電の問題でしょう。この予算の中で東電にどれ請求したらいいかわからないという財政の組み方というのは、これは改めてもらいたいと思うんですね。例えばプールの清掃なんかだって、今までは子どもたちがやっていたんですよ。こういうものまで含めて、あと防犯パトロール、警備会社に頼むだのなんだのというのは全部これ東電のためでしょ。そんなものは全部ひっくるめて東電に請求してもらわなければ、これは腹収まらないですよ、町民としては。町で賄えればなんとかなるんだみたいな考えでいたんでは、これはとんでもない間違いだから。だから、すべての防犯灯を立てるのだって、こんなの東電のために立てるんでしょ。だから、すべての問題をきちんと洗い出して、東電に対する請求をやっていくという、こういう立場で予算編成はお願いしたいということで、財政当局がわからないと言っているようではこれ話にならないから、町長としてきちとした指導をやってもらわないと困るということを申し上げておきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど1番議員にも答弁申し上げましたけれども、今、14番議員からも出されたわけでありまして、この東電に請求するものを精査してこれは当然要求していく考えであります。今、質問にありました件につきましては、県に緊急雇用の関係が多く負担で、我々の負担全くないんでありますが、また、ただご指摘ありましたようなことについては、防犯灯の問題も含めて、これは請求事項の中に我々も入っていくじゃないかと思っておりますので、先ほど申し上げましたようにこれ精査して東電の方に申し上げるもの金額を具体的に挙げて、6月3日の県の会議であれば、そこに出していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9 番（新関善三君） 損害賠償のこと等につきましては、先ほど計画避難の対応策の中で、損害に対する賠償というふうなことが列記されているわけですが、これも本当に対策本部の部署、どこでそれらの任に当たるかということをも、1つは口ずっぽくなるほど明快にしておいていただきたいということ1点。

何を根拠に申し上げるかと言いますと、非常にこの賠償に関しましても、今、陰でささやかれておりますのが、東京電力が債務超過になる懸念が非常に心配されておるわけでございまして、そうなりますと、1もとらず2もとらず、その分は最終

的には国で補償すると言っても、これだって限度がある。町長はちょいちょい東京霞ヶ関に出向いて官僚、あるいは総理と親しく懇談をされてきておるわけでございますけれども、やはり川俣町は今まで原発の恩恵は何一つないというふうな立地条件の下にある委員に町長は推挙されたわけでございますので、やはり避難者、あるいは住民の代表として全国で一番強く言えるのは古川町長ただ1人だと私は理解しているわけでございますので、是非ひとつそういった我が住民の安心、安全のために、一肌脱ぐのが絶好のチャンス到来というふうに考えても差し支えないんです。それと、債務超過になった場合、損害賠償審議委員会の中で、いろいろと国もそこに下駄履かせる、東電もそこに下駄履かせるということになりますと、なにがなんだか分からない損害賠償のとりまとめに。それには、実際被害のある各町村がそれらに適宜対応でき得る人材というものを確保してやっていきませんと、ただ烏合の衆ではこれは農業団体だ、あるいはこれは漁業組合、これは商工会だというふうなやり方では、絶対損害賠償というのは確立できないわけですので、是非そういった観点に立って、対策本部の中にプロ集団を早急に立ち上げていただくことを要望いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第42号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第42号、平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で説明、質疑を終わります。

これより各常任委員会を開催していただき、付託議案の審査をお願いいたします。
なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） これで暫時休議いたします。再開は午後８時３０分といたします。なお、午後７時に夕食を準備しておりますので、この場でお願いいたします。夕食は、この場といたします。場所は全員協議会で先ほど申し上げました。

（午後６時１８分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後６時１８分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 付託議案の審議結果について、委員長の報告を求めます。
最初に、総務文教常任委員長報告願います。

遠藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 総務文教委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第４０号、川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第４１号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会の所管事項について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

三浦産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） 産業建設常任委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第４１号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会の所管事項について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

議案第４２号、平成２３年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上で審査の結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、厚生常任委員長報告願います。

菅野厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（菅野意美子君） 厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第４１号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会の所管事項について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 議案第４０号「川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議案第４１号「平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議案第４２号「平成２３年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成２３年第４回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。大変夜遅くまでご苦労さまでした。

（午後８時２５分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議案第 33 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 2 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 34 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 3 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案第 35 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 4 号 川俣町税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 36 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 5 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 2 号))
- 議案第 37 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 6 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案第 38 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 7 号 平成 22 年度川俣町老人保健特別会計補正予算
(第 1 号))
- 議案第 39 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))
- 議案第 40 号 川俣町行政財産使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 42 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄